

議事要旨(2)実務対応報告「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

西川副委員長及び秋葉統括研究員より、適宜関係する実務対応報告の文案を参照して、次の1及び2の説明がなされ、これに対する委員等からの質疑応答が行われた。

1. 実務対応報告本文について

実務対応報告本文については、公開草案時点からほとんど修正はない。

2. 「(参考)検討にあたって」について

公開草案に対するコメントを受けて専門委員会では、退職給付会計基準の対象外とすべきであるという意見や代行部分の債務を最低責任準備金とすべきであるという意見について改めて検討を行った旨の説明がなされた。

公開草案からの主な修正点として、今回の法改正による代行部分に係るリスクの変化に着目して、「給付リスク」(法改正によりなくなったリスク)と「運用リスク」(法改正によっても引き続き有するリスク)の観点から、それぞれの考え方に記載を加えたこと、また、厚生年金基金制度の代行部分の取扱いに関する様々な意見について、公開草案では「なお検討を要する」とだけ記載していたが、より具体的な記載を加えたことなどの説明がなされた。

3. 質疑応答

委員等から指摘事項や質問事項は、次のようなものがあった。

- ・ 公開草案の時からお願いしてきたが、法改正により、企業が最低責任準備金を超えて負担することは実質的になくなったのであるから、会計においても法改正の趣旨を反映するように文案を修正していただきたい。
- ・ 代行部分の債務を最低責任準備金とすべきであるという意見を反映した会計処理は、現行の会計基準の枠外にあるとのことであるが、現行の基準の枠外にあるから排除するのではなく、新たな制度ができれば、現行の基準を抜本的に改めるべきではないか。
- ・ 退職給付債務の評価の考え方である発生給付評価方式で測定すると、最低責任準備金とは異なる。この考え方を修正すると、負債の評価の問題になり、厚生年金基金だけの問題としては扱えないのではないか。
- ・ 来年3月には、交付金の交付が始まるので、それを処理する実務上の手当てが必要であり、また、会計基準を抜本的に見直すのは実際的に困難であることから、当面の取扱いとして、当該会計処理の手当てを優先すべきである。

以上